１．ヒ素

試験溶液10mLを用いて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、酸性食品の容器包装にあっては0.5％クエン酸溶液を、それ以外の食品にあっては水を食品擬似溶媒として用いる。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として0.2μg／mL以下となる。

２．カドミウム

0.1μg／mL以下。ただし、酸性食品の容器包装にあっては0.5％クエン酸溶液、それ以外の食品にあっては水を食品擬似溶媒として用いる。

３．鉛

0.4μg／mL以下。ただし、酸性食品の容器包装にあっては0.5％クエン酸溶液を、それ以外の食品にあっては水を食品擬似溶媒として用いる。

４．フェノール

５μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

５．ホルムアルデヒド

ホルムアルデヒド試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

６．蒸発残留物

30μg／mL以下。ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であって塗膜中の酸化亜鉛の含量が３％を超えるものにより缶の内面を塗装した缶を試料とする場合であり、かつ、ヘプタンを食品擬似溶媒として用いたときの蒸発残留物の量は、90μg／mL以下。また、この場合であって、水を食品擬似溶媒として用いたときの蒸発残留物の量が30μg／mLを超える場合は、クロロホルム可溶物量として30μg／mL以下。

第１欄	第２欄
pH５を超える食品	水
pH５以下の食品	0.5％クエン酸溶液

a　ヒ素

試験溶液10mLを用いて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として0.2μg／mL以下となる。

b　カドミウム及び鉛

試験溶液を用いて原子吸光光度法、誘導結合プラズマ質量分析法又は誘導結合プラズマ発光分光分析法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、水を用いて作った試験溶液はその100mLに硝酸５滴を加えて用いる。また、カドミウム標準溶液としてはカドミウム標準溶液（金属缶試験用）、鉛標準溶液としては鉛標準溶液（金属缶試験用）を用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ0.1μg／mL及び0.4μg／mL以下となる。

（新設）

２．フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノール量は５μg／mL以下となる。

３．ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作つた試験溶液について，モノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき，これに適合しなければならない。

４．蒸発残留物

蒸発残留物試験に定める浸出用液を用いて調製した試験溶液について、蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなくてはならない。

ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であって塗膜中の酸化亜鉛の含量が３％を超えるものにより缶の内面を塗装した缶を試料とする場合であり、かつ、ヘプタンを浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量は、90μg／mL以下でなければならない。また、この場合であって、水を浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量が30μg／mLを超える場合は、次の試験に適合しなければならない。